

## 内閣官房副長官補室（内政・外政）本室 内閣参事官（文部科学担当） 標準文書保存期間基準

令和元年9月4日改訂

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	保存期間満了時の指標
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯								
1	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	閣議	質問主意書	△△君提出□□に関する質問主意書	30年	2(1)①⑤⑩ 移管
		(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他に重要な経緯（1の項から4の項まで及び川上に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④行政機関協議文書 ⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	一	一			2(1)①⑤④
2	関係行政機関の長で構成される会議（これらに準ずるものも含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	関係行政機関の長で構成される会議	ジャボニスム2018総合推進会議 日本博総合推進会議 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議	ジャボニスム2018総合推進会議（●年度） 日本博総合推進会議（●年度） 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議（●年度）	10年	2(1)①⑥ 移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯								
3	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せ及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書 ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	複数の行政機関による申合せ	ジャボニスム2018の開催準備等に関する関係府省連絡会議 日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議 文化財の防火・耐火対策に関する関係省庁打合せ会 日本人の姓名のローマ字表記に関する申合せ	ジャボニスム2018の開催準備等に関する関係府省連絡会議（●年度） 日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議（●年度） 文化財の防火・耐火対策に関する関係省庁打合せ会（●年度） 日本人の姓名のローマ字表記に関する申合せ（●年度）	10年 3年 1年未満	2(1)①⑧ 移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯								
4	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等の手続に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等 開示決定等通知書の写し 請求に係る事実関係に開示する請求者への照会・請求者からの回答等	行政文書開示請求等（●年度）	5年 3年 1年未満	2(1)⑪⑪① 廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		②補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ・交付規則・交付要綱 ・実施要領・選考基準 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ・審査案 ・理由 ③補助事業等実績報告書 ・実績報告書	一	一	一	5年 (交付に係る日を基準) が終了する日を基準) 2(1)①⑪(4)	2(1)①⑪(4) 移管 廃棄	
		③不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ・審査請求書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ③裁決書 ・裁決書	一	一	一	10年 (区分に係る日を基準) が終了する日を基準) 2(1)①⑪(5)	2(1)①⑪(5) 廃棄 (法人は以下について ては移管 ・法令の 解釈やそ の取扱 等に大きな 影響をな たと判断 するもの)	
		④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ・期日呼出状の写し ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ③判決書又は和解調書 ・判決書の写し ・和解調書の写し	一	一	一	10年 (訴訟が終了する日を基 準) 2(1)①⑪(6)	2(1)①⑪(6) 廃棄 (法人は以下について ては移管 ・法令の 解釈やそ の取扱 等に大きな 影響をな たと判断 するもの)	
5	法人の権利義務の得喪及びその経緯	①許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他該当処分に至る過程が記録された文書 ・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する文書 ・開示請求者への照会・請求者からの回答等	法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等(●年度)	5年 (区分に 係る日を 基準) が終了す る日を基 準) 2(1)①⑫(2)	2(1)①⑫(2) 廃棄	
		②補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ・交付規則・交付要綱 ・実施要領・選考基準 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ・審査案 ・理由 ③補助事業等実績報告書 ・実績報告書	一	一	一	5年 (交付に 係る日を 基準) が終了す る日を基 準) 2(1)①⑫(4)	2(1)①⑫(4) 移管 廃棄	
		③不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ・審査請求書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ③裁決書 ・裁決書	一	一	一	10年 (区分に 係る日を 基準) が終了す る日を基 準) 2(1)①⑫(5)	2(1)①⑫(5) 廃棄 (法人は以下について ては移管 ・法令の 解釈やそ の取扱 等に大きな 影響をな たと判断 するもの)	
		④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ・期日呼出状の写し ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ③判決書又は和解調書 ・判決書の写し ・和解調書の写し	一	一	一	10年 (訴訟が終了する日を基 準) 2(1)①⑫(6)	2(1)①⑫(6) 廃棄 (法人は以下について ては移管 ・法令の 解釈やそ の取扱 等に大きな 影響をな たと判断 するもの)	
	その他の事項								
6	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	①告示その他の規則(告示に準ずるものに限る。)の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ②立案の検討に関する調査研究文書 ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ③意見公募手続文書 ・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書 ・官報の写し	一	一	一	10年 2(1)①⑭(1)	2(1)①⑭(1) 廃棄	
		②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ②制定又は改廃のための決裁文書 ・調査案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印送程案 ③官報公示に関する文書 ・官報の写し	調令、通達、規則等	オリンピック・パラリンピックレガシーエンジニアリング 標準文書保存期間基準	オリンピック・パラリンピックレガシー推進室 の設置に関する規則(●年度) 標準文書保存期間基準(●年度)	10年 2(1)①⑭(2)	2(1)①⑭(2) 廃棄 (法人は以下について ては移管 ・委嘱など の取扱 等に大きな 影響をな たと判断 するもの)	
7	国会及び審議会等における審議等に関する事項	①国会審議 (1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書 ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等	国会答弁書	国会答弁書(●回国会)	10年 2(1)①⑯(1)	2(1)①⑯(1) 廃棄 (法人は以下について ては移管 ・大臣の 演説など の取扱 等に大きな 影響をな たと判断 するもの)	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置 廃棄
	(2)審議会等 (1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経緯 ・諸問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	一	一			2(1)(1)21(2)	廃棄
8 国会の委員会から資料要求等に関する事項	資料要求等に関する事項 (1の項から19の項までに掲げるものを除く。)	①国会の委員会からの資料要求文書	・提出資料	資料要求等	国会の委員会から資料要求等	国会の委員会から資料要求等(●年度)	3年	2(1)(1)23	廃棄
		②政党等からの資料要求等に関する文書	・提出資料		政党等からの資料要求等	政党等からの資料要求等(●年度)	1年		
9 内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する事項 (1の項から21の項までに掲げるものを除く。)	①公印の保管に関する文書	・届出書	一	一		30年	2(1)(1)25	移管
		②職員の厚生に関する文書	・福利厚生管理関係文書	一	一		5年		
		③関係行政機関等との協議等に関する文書	・協議資料	一	一		3年		
		④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	・会議資料	一	一				
		⑤各種調査等に関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料	各種調査等	各種調査等(●年度)	日本人の姓名のローマ字表記の取扱いに関する調査			移管
		⑥後援名義の使用承認に関する文書	・申請書 ・承認書	一	一		5年		廃棄
		⑦団体(IOC、FIFA等)からの依頼に基づく政府保証等に関する文書	・政府保証書等	一	一				
		⑧陳情・要請に関する文書	・要望書	一	一		1年		
		⑨内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見	一	一			1年未満	
		⑩庶務を行う会議、出張等のロジに関する文書	・進行表 ・職員割り勘表	関係行政機関の長で構成される会議	ジャボニスム2018総合推進会議	ジャボニスム2018総合推進会議(●年度)			
		⑪複数の行政機関による申合せ			日本博総合推進会議	日本博総合推進会議(●年度)			
		⑫文化財の防火・耐火対策に関する閣僚省庁打合せ会			ジャボニスム2018の開催準備等に関する関係府省連絡会議	ジャボニスム2018の開催準備等に関する関係府省連絡会議(●年度)			
		⑬日本人の姓名のローマ字表記に関する申合せ			日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議(●年度)	日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議(●年度)			
		⑭文化財の防火・耐火対策に関する閣僚省庁打合せ会			文化財の防火・耐火対策に関する閣僚省庁打合せ会(●年度)	文化財の防火・耐火対策に関する閣僚省庁打合せ会(●年度)			
		⑮庶務	出張等のロジに関する文書	一	一	日本人の姓名のローマ字表記に関する申合せ(●年度)			
		⑯内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・関係機関への照会 ・関係機関からの回答	一	一	出張等のロジに関する文書(●年度)			

#### 備考

- ・職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）
  - 第7条（略）
  - 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができます（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。
    - (1) 別途、原本が管理されている行政文書の写し
    - (2) 定型的、日常的な業務連絡、日程表等
    - (3) 出版物や公表物を編集した文書
    - (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
    - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の觀点から利用に適さなくなった文書
    - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
  - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。